



平成26年3月28日

各 位

会 社 名 株式会社カワタ
代表者名 代表取締役社長 白井 英徳
(コード：6292、東証第二部)
問合せ先 取締役管理部門統括 白石 互
(TEL. 06—6531—8211)

訴訟の判決に関するお知らせ

平成25年4月25日「訴訟の判決に対する控訴に関するお知らせ」でお知らせした通り、当社を被控訴人とする訴訟に関して、本日当社に判決書が送達されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：知的財産高等裁判所
- (2) 年月日：平成26年3月27日

2. 当該訴訟を提訴した者(控訴人)

- (1) 商 号 株式会社 松井製作所
- (2) 登記上本店 大阪市中央区谷町6丁目5-26
- (3) 本社所在地 大阪市中央区城見1丁目4-70
- (4) 代表者 代表取締役社長 松井宏信

3. 当該訴訟の内容

当社が製造・販売していた気流混合ホoppa (商品名：パワーリダクションホoppa) について、株式会社松井製作所が同社の有する特許権を侵害しているとして以下を請求するもの。

- (1) 被控訴人は、控訴人に対し、損害賠償金1億1000万円及びこれに対する平成20年9月2日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

4. 判決に至るまでの経緯

- 平成20年8月22日 株式会社松井製作所は当社に対し、2億2000万円の損害賠償等を求めて大阪地方裁判所に訴訟を提起
- 平成25年2月21日 大阪地方裁判所は、当社に対して6,875,290円の支払い、訴訟費用の3分の1の負担を命じる判決を言渡し。
- 平成25年3月7日 株式会社松井製作所は、同判決を不服として、1億1000万円の損害賠償等を求めて知的財産高等裁判所に控訴を提起
- 平成25年5月15日 当社は、同控訴に附帯して大阪地方裁判所の言い渡した判決に対して控訴を提起
- 平成26年3月27日 知的財産高等裁判所にて、控訴審判決の言渡し。

5. 判決の内容（要旨）

- (1) 被控訴人（附帯控訴人）は控訴人（附帯被控訴人）に対して、損害賠償金6,350,142円及びうち1,416,517円に対する平成20年9月2日から、うち4,933,625円に対する平成23年7月7日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用（控訴費用、附帯控訴費用を含む。）の3分の2を控訴人（附帯被控訴人）、3分の1を被控訴人（附帯控訴人）の負担とする。

6. 今後の見通し

当社としましては、本件についての対応を顧問弁護士と協議しております。本判決が当社業績に与える影響は現時点では未確定ですが、今後開示すべき事項が明らかになり次第速やかにお知らせいたします。

以 上